諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和５年８月３１日（令和５年（行情）諮問第７６６号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７２号）
事件名：新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト業務に係る委託契約に基づいて特定会社が作成した特定の資料の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第３号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（不存在）（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、参考資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　本件では、特定会社が、令和３年特定月日に入札公告がなされた、「新型コロナウイルス感染のワクチン広報プロジェクト」（以下「本件プロジェクト」という。）において作成した、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料」一式について、「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない」として、不開示になっている。

しかしながら、以下の理由から、厚生労働省は本件対象文書を保有している。

イ　本件プロジェクトの仕様書（２頁）には、落札者の業務として、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを両者（注：厚生労働省と特定会社）協議の上行う」とある。

そのため、記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作

成には厚生労働省も関与しているのであって、厚生労働省は本件対象文書を保有しているはずである。

ウ　以上のことから、厚生労働省が本件対象文書を保有していることは明白であり、早急に本件対象文書は開示されるべきである。

（２）意見書

ア　諮問庁が該当の文書を保有していること

（ア）本件は、本件対象文書について、情報公開請求を行うものである（以下「本件開示請求」という。）。

これに対し諮問庁は、厚生労働省が本件対象文書を取得したのは、特定会社から報告書が提出された本件プロジェクト終了時（令和４年３月３１日）であり、本件開示請求があった令和４年３月９日時点で本件対象文書を保有していない旨を主張する。

しかしながら、以下で詳述するとおり、厚生労働省が、本件プロジェクトの実施期間中（令和３年７月２６日から令和４年３月３１日）に本件対象文書を保有していたことは明白である。

（イ）「記者勉強会や記者会見」の主体が厚生労働省であること

ａ　以下で詳述するとおり、本件請求文書の内容であるメディア向け資料等が使用された記者勉強会や記者会見等を実施する主体は、厚生労働省である。

まず、本件プロジェクトの契約書（参考資料１）の「別添仕様書」には、次のように記載されている。

「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを、両者協議の上行う。」（参考資料１の別添仕様書４頁、「（４）マスメディアを通じた効果的な広報の実施（イ）記者勉強会、記者会見等における関係資料の作成と現場支援」）。

上述の記載から、記者勉強会や記者会見等を定期的に実施しているのは、他ならぬ厚生労働省自身であって、本件対象文書は厚生労働省自身が保有しているはずである。

したがって、特定会社が提出する「報告書」を待つことなく、厚生労働省は、記者勉強会等のためのメディア向け資料を保有していることは明白である。

ｂ　また、新型コロナワクチンに関する広報プロジェクトは、本件プロジェクトを含む計５回実施されているところ（別紙参照）、全ての広報プロジェクトにおいて、記者向け勉強会の実施主体は厚生労働省である。

すなわち、令和４年２月１６日付け契約書（参考資料２）でも、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見、主要

取材シーン（国内で初めて行うワクチン接種や著名人の予防接種等）におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを行う。」と記載されている（参考資料２の別添仕様書６頁、「（４）マスメディアを通じた効果的な広報の実施」（イ）記者勉強会、記者会見、主要取材シーンにおける関係資料の作成と現場支援）。

また、令和３年４月１日付け契約書（参考資料３）、令和４年４月１日付け契約書（参考資料４）及び令和５年４月３日付け契約書（参考資料５）の「別添仕様書」にも同様に、厚生労働省が主体となって、記者勉強会等を実施する旨の記載がある（参考資料３・４・５の「別添仕様書」４頁、「（４）マスメディアを通じた効果的な広報の実施（イ）」）。

ｃ　以上のとおり、一連の新型コロナワクチンに関する一連の広報プロジェクトにおいて、記者向け勉強会等が実施されているところ、勉強会等の実施主体は一貫して厚生労働省である。

したがって、本件プロジェクトにおいて、特定会社が「報告書」を提出するまで、記者向け勉強会等の実施主体である厚生労働省が本件対象文書を保有していないことは考えられない。

当然のことながら、記者向け勉強会の資料といった本件対象文書は、「報告書」とは異なる別の「成果物」として、特定会社から厚生労働省に提出されている（参考資料１の別添仕様書５頁、「７．成果物」）。

イ　結語

以上のことから、厚生労働省が、令和４年３月９日時点で、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料一式」を保有していることは疑いようがない。

それにも関わらず、本件プロジェクト終了時の令和４年３月３１日時点に報告書が提出されるまで、本件対象文書を保有した事実はないと主張する諮問庁の態度は許されるものではない。

よって、諮問庁の原処分は違法なものであって、本件対象文書は早急に開示されなくてはならない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和４年３月７日付け（同月９日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第３号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服と

して、同年５月１７日付け（同月１８日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

３　理由

（１）原処分の妥当性について

本件開示請求に係る行政文書は、「『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約に基づいて、受託者である特定会社が作成した「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料」一式である。処分庁は、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室において対象となる行政文書を探索し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、当該文書を保有していないことを確認した。

本審査請求を受けて、諮問庁として、改めて確認したところ、本件開示請求は本件委託契約の仕様書に定める事業内容に関わるものと考えられるところ、当該事業は特定会社が実施するものであり、取りまとめた成果物は令和４年３月３１日までに提出することとされており、本件開示請求がなされた令和４年３月９日時点において、厚生労働省は当該成果物を取得しておらず対象となる行政文書は存在しなかった。

（２）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、厚生労働省が本件対象文書を保有していることは明白であり、早急に本件対象文書は開示されるべきである旨を主張するが、開示請求に係る行政文書を保有していないことについては上記（１）で述べたとおりであり、その主張は失当である。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和５年８月３１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月２９日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　令和６年９月１９日　　審議
⑤　令和８年９月１４日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
⑥　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

（1）審査請求人は、本件プロジェクトの仕様書において、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作成と現場でのサポートを、両者協議の上行う」とあり、記者勉強会や記者会見等を実施する主体は厚生労働省であることから、厚生労働省は本件対象文書を保有しているはずである等と主張する。

当審査会において、本件契約に関する仕様書を確認したところ、審査請求人の主張するとおり、記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料の作成や現場でのサポートに関する記載が認められる。

（2）当審査会事務局職員をして、本件対象文書を保有していないとする理由について、諮問庁に対して確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア　本事業に関連して記者勉強会や記者会見等を実施する機会がなかったことから、「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料」は存在しない。

なお、記者勉強会や記者会見等を一度も実施しなかった理由・事情は、当初の仕様では当該事業に関連して記者勉強会や記者会見等を企画することを想定していたが、社会情勢や科学的知見の変化、新型コロナ対応に係る業務量のひっ迫、組織体制の変化で、当該事業に基づく記者勉強会や記者会見等を実施することが不可能であったためである。

イ　審査会事務局からの照会を受け、厚生労働省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（3）上記（2）アの諮問庁の説明に不自然・不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。また、上記（2）イの探索の範囲等にも問題があるとも認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4　付言

処分庁は、令和４年３月７日付け（同月９日受付）の開示請求に対して、法１０条２項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和５年４月１０日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

本件対象文書

令和３年特定月日に、厚生労働省と特定会社との間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約（以下、「本件契約」という。）に基づいて、特定会社が作成した「厚生労働省が定期的に実施する記者勉強会や記者会見等におけるメディア向け資料」一式。